

平成29年7月20日(木)

ヒアリング項目:

「災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることができるよう見直し」

災害援護資金制度の見直し

災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し



岩手県岩泉町



災害援護資金とは…

- 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第10条に基づき、市町村が、条例を定め、災害救助法が適用された災害により負傷又は住居、家財に被害を受け、かつ、一定の所得に満たない世帯に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができるとされている。
- 同法第10条第4項には、「災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。」と規定されており、市町村は、条例において、据置期間経過後の利率を3パーセントと定め、貸付けを行っているところである。
- 利率3%相当額については、市町村の運営事務費に見合うものとして市町村の収入になっている。



提案の内容

法律において3%と定められてい
る災害援護資金の貸付利率につい
て、市町村が条例により引き下げ
ることを可能としていただきたい！



利率を低く設定することができれば
より多くの被災者が制度を活用できたのではないか。



低利子による貸付けを実現することにより、

より多くの被災者に対して、生活の立て直しを支援したい！

しかしながら…

現行制度上は、法律で貸付利率が3%と定められており、
市町村の判断では貸付利率を引き下げることができない。



市町村が災害により被害を受けた世帯に対して貸し付け
る災害援護資金について、貸付利率(3%)相当額分につ
いては、市町村の運営事務費に見合うものとされている。



当該市町村において、事務の効率化等を行うことによ
り市町村の運営事務費を確保すれば、それに応じて貸
付利率を引き下げることができるのではないか。



法律改正により、市町村が条例により貸付
利率を引き下げることができることを可能とすべき！



岩泉町における災害援護資金貸付けの状況

特例により無利子とされた東日本大震災では貸付け実績が12名であったが、3%の法定利率で貸付けを行った平成28年の台風10号では、被害がより深刻であったもの、実績は3名と伸び悩んでいる。

東日本大震災

人的被害：死者13人

住家被害：

- 全壊 (177棟)
- 大規模半壊 (10棟)
- 半壊 (13棟)
- 半壊に至らない(8棟)

被害額： 44億1000万円

平成28年台風10号

人的被害：死者20人

住家被害：

- 全壊 (450棟)
- 大規模半壊 (236棟)
- 半壊 (254棟)
- 半壊に至らない(41棟)

被害額： **439億2388万円**

より
被害甚大

災害援護資金貸付利率

【特例】

無利子

(保証人がいない場合は1.5%)

3%

災害援護資金貸付実施数

12名

貸付数は
少ない

3名



【参照条文】 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

（災害援護資金の貸付け）

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷
- 二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害
- 2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。
- 3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。
- 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。